

意見書第 85 号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)9月16日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

〈提案理由〉

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求めるため。

## 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成は、女性の経済的自立、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要です。

こうしたことから、政府は、本年4月26日、女性デジタル人材育成プランを取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性デジタル人材育成の加速化を目指すこととしました。

我が国の国際競争力を高め生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や感染症等のリスクの低減も図れるものとして、大きな期待が寄せられているところです。

よって、政府は、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 本プランの実施、遂行において、現時点では取組事例が全国的に極めて少ないため、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能なことから、テレワーク可能な企業のあっせん、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、育児や介護などによる時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得することでテレワークを活用しながら就労でき、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着、促進に向け、全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

財務大臣

経済産業大臣

デジタル大臣

男女共同参画担当大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

意見書第 86 号

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 4 年(2022年) 9 月 16 日提出

提出者 枚方市議会議員 一 原 明 美  
丹 生 真 人  
藤 田 幸 久

〈提案理由〉

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求めるため。

## 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

現在、農業の現場では、従事者の高齢化や担い手不足などから、農地の減少が止められない状況です。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールにもなっています。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えた荒廃農地の発生防止と解消に向け、担い手の確保に向けた取組が重要な課題となっています。

よって、政府は、公民連携を強化しながら、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境整備と支援拡充に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 農用区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、公民連携の下での半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も追加するとともに、地方の農地における日帰り型・滞在型市民農園の整備促進を図ること。
2. 総務省と厚生労働省において実施しているテレワークに関する事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置し、各地域での農地の貸付けを促す情報を提供するなど、公民連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
3. 荒廃農地において、コスモスやヒマワリの植栽等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、またレンゲの植栽等により農地の保全を支援することのできる最適土地利用対策について、民間企業等へ適用範囲を拡大するとともに、予算の拡充を図ること。
4. 人口急減に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業推進交付金の公民連携の下での活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

## 意見書第 87 号

### 動物愛護対策の推進を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)9月16日提出

提出者 枚方市議会議員 漆原周義  
田口敬規  
加藤 治

〈提案理由〉

動物愛護対策の推進を求めるため。

## 動物愛護対策の推進を求める意見書

動物の愛護及び管理に関する法律は、令和元年に動物取扱業のさらなる適正化等に向けた改正が行われ、令和4年6月からは、犬猫等販売業者に対し、販売する犬猫のマイクロチップ装着と情報登録が義務づけられるなど、段階的に施行されています。

こうした取組により犬猫の殺処分数の減少が期待されるものの、いまだ根本的な解決には至っておらず、人と動物が幸せに暮らす社会の実現には程遠いのが実情です。とりわけ動物の適正な飼養の推進に関しては、個人ボランティアの方々や民間の動物愛護団体が動物を保護して譲渡会を開催するなど、殺処分ゼロに向けて大きな役割を担っていただいているものの、その活動費用の多くは自己負担となっていることから、そうした活動の継続についても課題があります。

真に人と動物が共生できる社会を実現していくためには、飼い主や事業者、ボランティア、NPO、行政が一丸となって殺処分ゼロの社会に向けたより効果のある取組を推進、展開していくことが重要であり、こうした取組を通して、社会全体に動物愛護の精神を根づかせていく必要があります。

よって、国会及び政府は、動物愛護活動の現状を十分に検証し、動物の適正な飼養の確保等を図るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 不適切な飼育が行われている場合に緊急保護ができるよう法制度を整備すること。
2. 獣医師による動物虐待に係る通報義務化に伴い、警察と動物行政の連携ガイドラインを策定すること。
3. 外飼い猫には原則として避妊・去勢措置の義務づけを行うこと。
4. 動物の保護活動を行っている個人ボランティア、民間の動物愛護団体などへの支援策を講じること。
5. 動物愛護対策に係る地方財政対策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

財務大臣

環境大臣

## 意見書第 88 号

### 旧統一教会等による被害の防止、救済を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)9月16日提出

提出者 枚方市議会議員 奥野美佳  
野村生代  
西田政充

〈提案理由〉

旧統一教会等による被害の防止、救済を求めるため。

## 旧統一教会等による被害の防止、救済を求める意見書

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）は、多額の献金を強要するなどの活動により信者が逮捕され、団体に対し献金の返金を命じる判決が下されるなどの事案を多数発生させています。今でも多くの被害を発生させているにもかかわらず、政治家が旧統一教会と接点を持つことで、活動にお墨つきを与えるという結果をもたらしてきました。この関係について、報道機関が国会議員に対してアンケートを実施していますが、現時点では回答率は81.9%にとどまり、その全容は明らかになっていません。

よって、国会及び政府は、旧統一教会等による被害の防止、救済を実現するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 被害実態の把握を早急に進めるとともに、まずは現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済を行うこと。
  2. 消費生活等相談窓口強化のため、予算増額や窓口職員等に対する研修を行うこと。
  3. 被害者を加害者側の団体から引き離すには専門的な支援が必要であるため、被害救済を行う専門家や団体との連携及び支援を行うこと。
  4. 包括的付け込み型勧誘取消し権の創設を含めた消費者契約法の抜本的見直しを行うこと。また、生活に支障のある程度を超える契約については、取消しを可能とすることや、第三者からの取消しの申立てを可能とする法整備を行うこと。
  5. 合理的判断を奪うマインドコントロールを行う組織に解散を命じることを可能とする法制度の創設などを検討するために調査会を設置すること。
  6. 学生等が経験・情報不足などにより反社会的活動に取り込まれることなどがないよう、高等学校や大学等教育機関による周知、啓発の実施支援を行うこと。
  7. いわゆる宗教2世の当事者や親族に対し、適切な公的支援を提供する国の公的窓口の充実と地方行政の支援窓口に対する人的支援や啓発、研修の充実を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

財務大臣

文部科学大臣

消費者及び食品安全担当大臣



意見書第 89 号

安倍元首相の国葬中止を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 4 年(2022年) 9 月 16 日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

安倍元首相の国葬中止を求めるため。

## 安倍元首相の国葬中止を求める意見書

本年7月8日、安倍元首相が選挙応援中に銃撃を受け死亡されたことについて、心より哀悼の意を表します。同時に、直後に国葬実施が閣議決定されたことや旧統一教会と保守派議員との関係が続々と明らかになったことに対し、衝撃を受けています。

国葬の実施は、法律に基づいていないこと、国葬による安倍元首相の業績の強制は憲法第21条に定められた表現の自由に反すること、国葬による弔意の強制は憲法第19条に定められた思想及び良心の自由に反することから中止すべきです。

また、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない中、医療崩壊や生活環境の悪化が叫ばれている現状において多額の税金が使われることは、納得ができません。

さらに、安倍元首相の銃殺事件を契機に、自民党と旧統一教会との関係やその関係をより緊密にしてきたのが安倍政権であったことが明らかになり、それが延々と今の政権にも引き継がれていることにも大きな怒りを感じます。安倍政権は、政治を私物化し森友・加計学園、桜を見る会に係る問題などを起こしました。公文書改ざん問題により公務員の犠牲者が出たことも忘れてはいけません。その上、安倍元首相は、憲法第9条の改憲、軍事費の2倍化及び敵基地攻撃能力の保有なども主張してきました。

今回の国葬は、安倍元首相の死を政治的に利用し、憲法改正、軍備拡張へと突き進めようとするものです。

よって、国会及び政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 法的根拠のない国葬の実施について、閣議決定を撤回し、中止すること。
2. 個人や地方自治体に対して、思想及び良心の自由を侵す半旗や弔意の強制を行わないこと。
3. 森友・加計学園や桜を見る会に係る問題などで、政治を私物化した安倍政権の問題点について国会で明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

意見書第 90 号

安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)9月16日提出

提出者 枚方市議会議員 奥野美佳  
野村生代  
西田政充

〈提案理由〉

安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求めるため。

## 安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書

政府は、参議院議員選挙遊説中に奈良市内で銃撃され死亡した安倍晋三元内閣総理大臣の国葬について、本年9月27日に日本武道館で実施することを閣議決定しました。安倍氏が殺害されたことは、決して許すことのできない暴挙であり、最も強い言葉で非難します。

しかし、国葬の実施については、次のとおり問題があります。

第1に、国葬の法的根拠がありません。戦前は、国葬の実施については個別の勅令が発せられ、特に大正15年以降は国葬令に基づき行われましたが、これらは日本国憲法に適合しないものとして、既に失効しています。今回、政府は、内閣府設置法を根拠とするとしていますが、この法律は、いわゆる組織法であり、国の儀式の事務は内閣府が所管すると記しているだけです。国葬の実施対象や形式などを定めた法令は存在しません。

第2に、国葬の費用が、国会での議論を経ることなく支出される予備費で賄われることになると、財政民主主義の精神に反することが挙げられます。7月22日の国葬実施の閣議決定から国葬当日までは2か月以上期間があるため、補正予算を編成し、国会で議論することも可能なはずですが、

第3に、国民の見方が大きく分かれている点です。岸田内閣総理大臣は記者会見で、国葬を行う理由について、憲政史上最長期間にわたり卓越したリーダーシップと実行力があつたなどとしましたが、安倍元内閣総理大臣の政治的立場や政治姿勢については国民の間でも評価が大きく分かれており、国葬の実施についても、世論調査で賛否が分かれている状況です。

こうした状況下で、十分に国会での審議を経ず、各党・会派の合意もなく政府・与党の判断だけで国葬を行うことがあつてはなりません。

よって、政府は、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

内閣総理大臣

## 意見書第 91 号

### 子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)9月16日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

#### 〈提案理由〉

子ども医療費助成制度の拡充を求めるため。

## 子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの世帯が大きな経済的打撃を受け生活状況が厳しくなっている中、ロシアのウクライナへの侵攻や円安などによる物価高騰でさらに家計への負担が増大し、子どもの貧困はより一層深刻化しています。

中でも、子どもの医療費の窓口での負担割合は3割となっており、その軽減は急務です。子ども医療費助成制度については、現在、全ての都道府県が域内の市町村に補助を行い、多くの市町村がそれに補助を上乗せしています。しかし、各自治体の上乗せ部分は地方の単独事業であることから、厳しい財政状況の下、助成の対象年齢や自己負担額などについて自治体間格差が生じている状況です。

また、国は、地方が単独で行っているこの医療費助成制度について、自己負担の減額が医療費の増大につながっているとし、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行ってきましたが、地方が要望を重ねた結果、平成30年4月に未就学児の医療費助成に限り当該措置は廃止されました。しかし、中学校卒業や高校卒業までの医療費助成を行っている自治体が圧倒的多数であり、少子化対策にも逆行することからも、この減額調整措置は就学後についても全廃することが求められています。

経済的な理由によらず等しく医療を受けられる権利は、全国どこに住んでいる子どもであっても当然に保障されなければなりません。

よって、政府は、子どもの命と健康を守り健やかな育ちを保障するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 国の責任において、全ての子どもを対象にした医療費助成制度を早期に実現すること。
2. 子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置は全廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

## 意見書第 92 号

### 困難な問題を抱える女性への支援事業の推進へ財政措置の抜本的拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)9月16日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

#### 〈提案理由〉

困難な問題を抱える女性への支援事業の推進へ財政措置の抜本的拡充を求めるため。

## 困難な問題を抱える女性への支援事業の推進へ財政措置の抜本的拡充を求める意見書

長引く新型コロナウイルス感染症の影響下で、DV、暴力、性的搾取、生活困窮などの様々な困難を抱える女性への支援策の緊急性、重要性が浮き彫りとなりました。

こうした中、さきの国会で、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が超党派の議員から提出され、成立しました。同法第1条には、「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする」とあります。

新たな女性支援策を充実させていくためには、当事者を権利主体とした自己決定が尊重され、切れ目のない専門的支援を可能とすること、また、若年女性、DV、暴力、性的搾取、生活困窮など、それぞれの必要に応じた多様な支援が選択でき、被害を回復し、生活の再建につなげていくことができる体制を地域格差なく構築することが求められます。

当面の具体的課題としては、現行の婦人相談員が同新法では女性相談支援員として位置づけられ、専門職としてスキルアップしなければなりません。現状は専門職として全くふさわしくない処遇になっています。

厚生労働省の調査でも、令和2年4月1日の時点で、全国で1,533名配置されている婦人相談員のうち1,313名、85.6%が非常勤職員、非正規雇用となっており、国の財政措置拡充と緊急な取組が必要な状況です。

よって、政府は、法の実効性を担保するために、女性相談支援員の処遇改善など公的支援体制の整備、民間支援団体への支援など、財政措置の抜本的な拡充を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

財 務 大 臣

厚生労働大臣

女性活躍担当大臣